

第4期介護保険料決定！ 基準額3,760円(月額)

第4期(平成21～23年)介護保険料

保険料段階	段階別介護保険料 上段(月額)下段(月額)		対象者
第1段階	22,560円 (月額1,880円)	基準額 ×0.50	生活保護受給者、市町村民税非課税で 老齢福祉年金受給者
第2段階	22,560円 (月額1,880円)	基準額 ×0.50	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円を満たす人
第3段階	33,840円 (月額2,820円)	基準額 ×0.75	市町村民税世帯非課税で第2段階対象者 以外の人
第4段階	37,440円 (月額3,120円)	基準額 ×0.83	市町村民税本人非課税で世帯課税者のう ち、課税年金収入額 + 合計所得金額 80 万円の人
第5段階	45,120円 (月額3,760円)	基準額	市町村民税本人非課税で世帯非課税者の うち第4段階対象者以外の人
第6段階	49,680円 (月額4,140円)	基準額 ×1.10	市町村民税本人課税者のうち、 合計所得金額が125万円未満の人
第7段階	56,400円 (月額4,700円)	基準額 ×1.25	市町村民税本人課税者のうち、 合計所得金額が125万円以上200万 円未満の人
第8段階	67,680円 (月額5,640円)	基準額 ×1.50	市町村民税本人課税者のうち、 合計所得金額が200万円以上450万 円未満の人
第9段階	78,960円 (月額6,580円)	基準額 ×1.75	市町村民税本人課税者のうち、 合計所得金額が450万円以上の人

小都市の介護保険料の変遷

	第1期介護保険計画 (平成12～14年度)	第2期介護保険計画 (平成15～17年度)	第3期介護保険計画 (平成18～20年度)	第4期介護保険計画 (平成21～23年度)
介護保険料 基準額(円)	3,040	3,380	3,950	3,760

問い合わせ先 介護保険課 介護保険係 ☎73-2111 内線452・453

第4期小都市介護保険事業計画の中で、平成21年度から平成23年度までの3か年の介護保険料を決定しました。介護保険料は3年ごとに見直すことになっていますが、第4期小都市介護保険事業計画の中で、平成21年度から平成23年度の3か年において、市が必要とする介護保険サービスの総費用額(利用者負担を除く)は約82億円と見込んでいます。

このうち公費(国、県、市)で全体の50%を、30%を40～64歳の人の介護保険料でまかなう、残り20%を65歳以上の人の介護保険料でまかないます。これを65歳以上の被保険者数で割ると、一人当たりの平均保険料が出され、これが保険料基準額となります。市では、この第4期介護保険事業計画の中で、保険料基準額を月額3,760円と決定しました。

この基準額を基に、これまで7段階で設定していた保険料を9段階にさらに細分化し、所得の低い方の負担を軽くできるように設定しました。介護従事者の処遇改善のため、介護報酬が増額改定されています。この改定による介護保険料増額の対策として、国庫負担金による特例交付金が交付されます。

消費生活相談室

カニ 商法にご注意ください

高級食材「カニ」の購入にまつわる相談が寄せられています。

「ある日突然、誰も頼んだ覚えのない『カニ』が代金引換で送られてきた。または『事前に電話で2キロ9千円というセールスを受け購入すると返答。代金引換でお金を払ったら中身は1.2キロしかなかった』などの事例が市内で発生しています。

法律では注文した覚えのないものは2週間保管の後処分して構わないとされていますが、代金を宅配業者に一旦支払ってしまうと取り戻すことが困難です。また電話だけの契約だと、説明と違うと思っても「言った」「言わない」の水かけ論となってしまうがちです。

○アドバイス

- ・注文した覚えのないものは受け取らない
- ・電話だけのセールスで契約する場合は先払いや代金引換を利用しない

小都市消費生活相談室

- ▶窓口開設日時
毎週月・火・木・金
曜日 / 午前9時～
正午、午後1時～4
時
- ▶問い合わせ先
小都市消費生活相
談室 ☎72-2111 内
線144

